熊本市発達支援ネットワーク会議要綱

制定　平成１６年　７月　１日健康福祉局長決裁
改正　平成２０年　７月２４日子ども未来局長決裁
　　平成２１年　７月　１日子ども未来局長決裁
　　平成２２年　３月１８日子ども未来局長決裁
　　平成２２年　５月１８日子ども発達支援センター所長決裁
　　平成２４年　４月　１日子ども発達支援センター所長決裁
　　平成２４年　８月２９日子ども発達支援センター所長決裁
　　平成２５年　４月　１日健康福祉子ども局長決裁
　　平成２７年　４月　１日健康福祉子ども局長決裁
　　平成２８年　４月　１日子ども発達支援センター所長決裁
　　令和　２年　５月　１日子ども発達支援センター所長決裁
　　令和　５年　３月３１日子ども発達支援センター所長決裁
　　令和　８年　４月　１日こども発達支援センター所長決裁

（趣旨）

第１条　本市におけるネットワーク型の発達支援体制を構築し、早期発見及び早期支援から成長段階に応じた支援を強化するため熊本市発達支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　ネットワーク会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

⑴　発達支援に係る情報の共有化に関すること。

⑵　発達支援に係る関係機関の連携及び協力による取組みに関すること。

⑶　その他発達支援に関すること。

（構成）

第３条　ネットワーク会議は、主な発達支援機関等の代表者で構成する代表者会議と、分科会として、課題別会議及び分野別会議をもって構成する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、原則として２年以内とする。ただし、再任を妨げない。

２　途中で委員の交代があった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員への謝礼金の支払）

第５条　ネットワーク会議の委員には、出席１回当たり１０，０００円の謝礼金を支払う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

⑴　承諾書において謝礼金を受け取らない旨の意思表示がされている場合

⑵　前号に掲げる場合のほか、国、県等の職員であって所属部署の業務としてネットワーク会議に参加する者から、謝礼金を受け取らない旨の意思表示があったとき。

（運営）

第６条　代表者会議は、総括的な事項を、課題別会議及び分野別会議は、具体的な事項を取り扱う。

２　代表者会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

３　会長は、会議の進行を行う。

４　会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者が代行する。

５　課題別会議及び分野別会議に代表を置き、会議の進行を行う。

（秘密の保持）

第７条　ネットワーク会議の委員は、会議及びその活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。

（庶務）

第８条　ネットワーク会議の庶務は、こども局こども福祉部こども発達支援センターにおいて行う。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１６年７月８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年７月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年８月２９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。